

令和6年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 第2次回答

整理番号	269
(管理番号	269)

重点募集テーマ 「デジタル化」の 該当	×
---------------------------	---

提案区分	B 地方に対する規制緩和
提案分野	06_環境・衛生

提案事項(事項名)

熱中症特別警戒情報に係る情報伝達経路の見直し

提案団体

秋田県、青森県、岩手県、宮城県、秋田市、能代市、大館市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八郎潟町、井川町、大潟村、羽後町、山形県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、愛知県、大阪府、全国知事会

制度の所管・関係府省

環境省

求める措置の具体的内容

気候変動適応法改正に伴う熱中症特別警戒情報の伝達方法について、都道府県から市町村への伝達を不要とし、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報伝達することを求める。

具体的な支障事例

熱中症特別警戒情報については、法律改正により新たに創設、令和6年4月1日に施行されたものであるが、令和6年3月説明会において国が示す方法によれば、当該情報が発表される際には、その期間の前日に事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、さらに市町村から住民等に伝達する必要がある。
また、発表されない日でも、4月～10月の運用期間中は毎日メール受信確認が必要なため、自治体職員に過度の作業負担が生じることが予想される。
このため、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝えられるほか、自治体職員の負担軽減につながる。
なお、環境省より、各自治体を經由する理由として、熱中症特別警戒情報の伝達と一緒に各自治体独自の情報も伝達できるようにするため、との説明があったが、熱中症特別警戒情報に加えて発信しなくとも、別途対応すれば足りるものと考えられる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、熱中症特別警戒情報を住民や関係機関に迅速に伝達するとともに、自治体職員の作業負担を軽減することができる。

根拠法令等

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律第19条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

小樽市、花巻市、福島県、茨城県、沼田市、寒川町、石川県、静岡県、名古屋市、三重県、京都府、堺市、兵庫県、島根県、徳島県、福岡県、福岡市、熊本市、阿蘇市、鹿児島県、特別区長会

○特別警戒アラートは土日祝日も発表される可能性があるため、その場合に備え、金曜日や前日に予測値を確認し、発表予想があった場合には、金曜日や前日のうちに対応を行っている。あくまで予想を基に注意喚起を行っていることから、即時性や正確性に欠けてしまう。

市の情報伝達手法を用い、メール、館内放送、防災無線で注意喚起を行っているが、全ての市民や関係機関への一括した情報伝達にならない。

○国から受け取った熱中症特別警戒情報の県から県内市町村への伝達については、市町村の事情に応じて複数の方法で行う必要がある。特に休日は、県も市町村も対応できる職員が少ない中で情報伝達を行う必要があり、ミスが発生することも想定される。このため、国から県・市町村等へ一斉に伝達を行うことで、迅速かつ確実に情報伝達できるほか、自治体職員の負担軽減が期待できる。

○当該情報が発表される際には、4月～10月の運用期間中、市町村では平日、休日を問わず毎日メール受信確認となり、さらに様々な手段で市民等へ伝達を図る必要があるため、職員に過度の作業負担が生じることが予想される上、その効果も低いと预料される。

当該伝達系統以外にも、国が一括して報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝えられるほか、職員の負担軽減につながる。

○熱中症特別警戒情報の目的は、過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害を減少させることであり、そのためには国民への迅速な周知が必要である。都道府県を経由すると、都道府県によって市町村へのタイムラグが生じることが予想され、熱中症特別警戒情報等の運用に関する指針に記載されている市町村の役割（地域住民への情報の伝達・クーリングシェルターの開放）の遂行に地域差が生じるおそれがあることから、国が一括して都道府県・市町村・報道機関等へ情報発信することにより、迅速・正確に情報を伝達できると考える。

また、都道府県を経由することで都道府県職員の事務負担が膨大になるため、発表情報の伝達は環境省で一元化し、その他別途周知することがあれば都道府県から市町村へ通知すれば事足りると考える。

○熱中症特別警戒情報が発表された場合、その期間の前日に事務連絡がメールで都道府県に送信され、それを受けた都道府県知事が市町村長に通知し、さらに市町村から住民等に伝達することとなっている。

しかし、都道府県からの通知を受けた日が土日祝日を含む休日だった場合、担当職員が即座に対応することは難しく、対応するにあたって過度な事務負担を強いることになる。

熱中症特別警戒情報は緊急を要する内容であり、即座に伝達を行う必要があるが、県及び市町村が間に入ることによって住民等に即座に情報が伝わらない恐れがある。

国が一括して情報発信することで迅速・正確に情報を伝えられるほか、自治体職員の負担軽減に繋がると考える。

各府省からの第1次回答

熱中症特別警戒情報については、気候変動適応法に基づき、環境大臣による発表の際は、関係都道府県知事に通知し、当該通知を受けた都道府県知事は関係市町村に通知し、当該通知を受けた市町村は住民等に伝達することとされている（気候変動適応法第19条各項）。

この発表・通知を確実に運用するため、環境省では本年4月に都道府県向けの訓練を複数回実施した。この訓練において都道府県からいただいた運用改善の意見のうち、環境省で対応可能なものについては、既に運用の変更・工夫などの改善を実施済みである（例：ZIPファイルではなくWordファイルへ変更する、メール発出アドレスや件名を固定し事前にお示しする等）。

熱中症特別警戒情報の運用は、本年度から始まったものであり（7月3日時点では）まだ一度も発表されていない。

このため、御提案の内容については、今後の熱中症特別警戒情報の発表・運用状況等を踏まえながら検討していくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本年4月及び5月に実施された訓練は、事前に日時または実施期間を指定された上で都道府県が受信確認を行う形で実施されたものであり、都道府県から市町村等への伝達は国の訓練内容には含まれていない。そこ

で、各都道府県では市町村と独自に伝達訓練を行うなど連絡体制の整備を進めているが、当県が実施したメールを用いた市町村への伝達訓練では一部市町村において受信確認までに時間を要するケースがあった。同様に、メールによる伝達を行う場合、市町村数が多い都道府県では受信確認に相当の時間を要し、迅速な伝達が困難なケースが考えられる。

また、4月第4週から10月第4週までの運用期間中は、熱中症特別警戒情報の発表の有無に関わらず、担当職員は休日を含めて毎日メールの受信確認をしなければならず、負担が掛かり続けることになる。

熱中症特別警戒情報は人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがある場合に発表されるものであるため、先延ばしすることなく、国が一括して迅速かつ確実に住民に情報伝達する万全の仕組みを初発までに構築していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【堺市】

本年4月実施の都道府県向けの訓練については、まず、市町村からの運用改善の意見が募られておらず、市町村に関わる支障事例の改善には不十分と考えられる。また、本訓練は休日等の突発的な対応が困難なタイミングにおける運用を想定したものではないと思われるため、同じく休日対応等に関する支障事例の改善には至っていないものと考えられる。

さらに、熱中症特別警戒情報が発表されるのは、暑さ等が過去に例のない危険なレベルとなるほどの事態であること、また、発表がない場合でも、支障事例のとおり、平日・休日を問わないメール受信確認等の作業負担が生じることから、今後の発表を待たずして、支障事例の改善について検討を進めていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

全国知事会地方分権推進特別委員会において、令和5年度に全都道府県を対象に実施したアンケート調査結果によると、「従うべき基準」及び「国が一括処理したほうが効率的な事務」は全国的に課題意識が強い分野であり、本提案に係る事務は、「国が一括処理したほうが効率的な事務」に該当すると考える。

地方公共団体の業務負担の軽減、ひいては住民へのサービスの向上が図られるよう、提案の確実な実現を求める。

【全国町村会】

国から市町村に情報が迅速に伝達される手法を検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

熱中症特別警戒情報は、環境大臣から各都道府県知事宛てに発表するものであるため、2024年度においては、都道府県を対象に訓練等を行ったものである。それぞれの都道府県内の各市町村との訓練等については、地域ごとに様々な事情があると想定されるため、それぞれの都道府県や市町村で実施方法等をご検討いただきたい。

熱中症特別警戒情報に関する情報伝達の各地方公共団体での確認体制・頻度等について、環境省としては特定の方法や頻度で確認していただきたいという願いはしていない。このため、各地方公共団体の事情を踏まえてそれぞれが検討し、柔軟に運用していただきたい。なお、実際に熱中症特別警戒情報が発表される際には、発表に先立ち、環境省から当該都道府県との間で必ずしも環境省の担当者からのメールだけでなく、様々な方法で連絡・調整を行わせていただくこととしたい。

(参考)熱中症特別警戒情報の発表は、午前10時頃に予測値が収集され、午後2時過ぎに環境省で発表(記者会見)を行う予定。

次に、気候変動適応法第21条第5項において、熱中症特別警戒情報が発表された際には、指定暑熱避難施設の管理者は、同施設を開放しなければならないこととしている。

(参考)令和6年8月14日時点において、全国の4割超の市区町村において指定暑熱避難施設を指定済み、また今後も増える見込み。

御提案の「国が一括して」「情報伝達をすること」について、環境省では、熱中症特別警戒情報が発表される際に、熱中症特別警戒情報の発表後に記者会見を行う他、環境省HPやX、LINE等で情報発信を行うとともに、関係省庁や関係者(テレビ・ラジオ・新聞等のメディアを含む)と協力して、熱中症特別警戒情報や熱中症予防行動の必要性などを強く呼びかけることとしている。しかしながら、熱中症対策にかかる地域の実態、例えば指定暑熱避難施設の指定場所、開放時間等の情報に関しては、環境省として詳細には把握していないところであるため、それぞれの市区町村から各住民に対してお知らせ・呼びかけ等を行うことが、住民の熱中症予防に有効

であるとする。なお、指定暑熱避難施設を指定していない市区町村においても同様に、地域の実態(指定暑熱避難施設ではない、いわゆる暑さをしのぐ場所の指定・開放状況等)を各住民に対してお知らせ・呼びかけ等を行うことは、同様に有効であるとする。

以上のことから、各地方公共団体におかれては、地域の実態を踏まえた熱中症特別警戒情報の住民への伝達方法等を御検討いただき、実施していただくようお願いしたい。